

要旨

六法を中心として法律について書かれた文は、要件・効果といった独特の文形式を持っており、その法律文の中で強調したい部分は主題化される。その主題化した後の痕跡としての役割を持つ Topic 用法の「コレ」について、本論文では、主に刑法の中の「コレ」の Topic 用法を含む文と指示用法を含む文、また Topic 用法の「コレ」を含む文と含まない文を比較し「コレ」の Topic 用法と指示用法の発生条件や特性を考察する。その結果、Topic 用法の「コレ」とは、一般的な指示用法の中の一つであり、法律文の主題要素に強く依存した法律文特有の用法であるということを示す。また現在の刑法と旧字刑法とで「コレ」の Topic 用法と指示用法について

2 検定を行い、Topic 用法の「コレ」が時が経つにつれ減少することや、法律文の Topic 用法の「コレ」を含む文と法律文以外で「コレ」が使われている文を比較し一般に漢文の訓読調と呼ばれている「コレ」と Topic 用法の「コレ」の性質が異なり、Topic 用法は法律文特有の用法であることも示す。

日本語における指示詞「コレ」の用法について

- 法律文を中心にして -

言語学専攻 1LT01038W
平成13年入学 片岡 大輔
平成17年1月提出

目次

0.はじめに	1
1.法律文の構成について	3
1.1.要件・効果論	3
1.1.1.法律要件部と法律効果部	3
1.1.2.実際の法律文における構成	5
1.2.その他の法律文の特徴	6
2.「コレ」の用法について	8
2.1.法律文内の様々な「コレ」	9
2.2.「コレ」の Topic 用法について	11
2.2.1.「コレ」の Topic 用法と指示用法との違い	11
2.2.2.Topic 用法の「コレ」がある文とない文との違い	14
2.3.法律文以外の中の「コレ」	17
3.まとめ	20
参考文献	22

0.はじめに

日本語指示表現の中で最もよく使われるのは、一般にコソアド言葉と言われるものである。コソアド言葉は話し手との関係によって近称・中称・遠称・不定称に分類され、コ系列の指示詞は近称に属するため、話し手にとって近い物事を指し示す場合に使われる、とされている。

そのうちコ系列の指示代名詞は、物や事柄などについて、話し手に近い場合に用いられ、話し手から遠い場合もしくは聞き手の方がより近い場合はソ系列やア系列が適宜用いられる。用法の区分については諸説様々あるが、眼前用法と文脈用法のように独立して対象を指示するか、それとも先に文脈中に出てきたもの（先行詞と呼ぶ）を照応して指示する、という主に二通りの用法の区分が一般的だろう。(1)(1) 共に、a.は独立的な眼前用法、b.は照応的な文脈用法である。

- (1) a. これは私の本だ。
- b. ついに欲しかったゲームを購入した。これさえあれば後は何もいらぬ。
- (1) a. あれは私の本だ。 (話し手から遠い場所にある場合)
- b. 話題のあのゲームが欲しい。あれさえあれば後は何もいらぬ。
(話し手からまだ遠い存在の場合)

コ系列の中の「コレ」という指示代名詞はそういった用法の他にも、敬語の一種として、自分の身内を指す場合の他称の謙譲語としても使われる事がある。

- (2) a. これがうちの母です。
- b. これがご迷惑をおかけしました。

そしてさらに、「コレ」という指示詞にはこれらの用法とは大きく異なる、漢文の訓読調の用法も存在する。

- (3) 右の者は、三年間皆勤したのでこれを賞します。

この場合の「コレ」は一見、そこにある意味がない「コレ」のようである。だが、この意味がなさそうな「コレ」が頻りに現れるものがある。それは、六法を代表とした法律文の中にである。

- (4) a. 没収は、犯人以外の物に属する限り、これをすることができる。(刑¹・現 19-2)
b. 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。(憲・2)

このような「コレ」は、強いて言うなら「主題を言い直している」用法と言える。例えば(4)a.では一応「コレ」が意味しているのは「没収」であるし、b.では「皇位」という主題部分を意味している。よって、本論文ではこの「コレ」の用法を Topic 用法と呼ぶことにする。

「主題を言い直している」とはいえ、実際言い直す必要が特にないにも関わらず言い直しているものであり、それだけではそこにある意味の説明にはならない。しかし、こうして存在する以上、他の「コレ」と同じように何らかの意味役割・発生の規則が存在するはずである。

本論文では、この Topic 用法の「コレ」について、どういった条件で発生するのか、どういう役割を果たしているのかを調査・研究した結果を述べる。Topic 用法の「コレ」はおそらく一般的な「コレ」の用法とは違う、例外的な「コレ」だとは思いますが、だからといって研究する価値が無いわけではない。むしろそういった例外が、どのように例外的なのか、なにが例外的なのか調査する事で、一般的な「コレ」、更には指示詞研究の助けになるのではないかと考える。よって本論文では Topic 用法の「コレ」が一般的な「コレ」と何が違うのかについても触れる。

まず、第1章では、本論文での主張をする上で前提知識となる法律文の形式について、従来の研究で法律文の一般形式とされている要件・効果論を中心に述べる。次に第2章では、「コレ」について、まず一般的な「コレ」の用法と Topic 用法とを確認した後に法律文の中での様々な「コレ」について述べ、そこから Topic 用法の「コレ」の特徴について明らかにし、Topic 用法の「コレ」がある文とない文との比較も行い、更に法律文以外の文献・書籍の中での「コレ」の用法について考察する。最後に第3章では、第2章までの内容を元に Topic 用法の「コレ」について、発生の条件や指示用法との違いをまとめる。

¹ 以下、引用した法律文が六法内のどこにあるかを次の形式で示す。

((六法のどれか) ・ (条文番号) - (項番号))

六法のどれか：刑 刑法(刑法のみ現・旧の区別がある)、憲 日本国憲法、商 商法、民訴 民事訴訟法、刑訴 刑事訴訟法、民 民法

1.法律文の構成について

法律文とは、六法(憲法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、商法)などの、法律文について書かれた文のことである。長野他(1992:76)によると、法律文は公的なものであるため、専門家にだけでなく一般の人にも理解しやすいものであることが望ましいのだが、だからと言って日常用語で法律文を書いてしまうとどうしても表現に曖昧さが出てしまう。法律文は内容が簡潔かつ明瞭であると同時に曖昧さをなるべく排除したものでなければならない、とのことである。そういった事を実現するために、法律文には一定の形式・規則が存在するようである。その規則の中心となるのが「要件・効果論」と呼ばれるものである。

この章ではまず、法律文の構成を考察する上で一般論といえる「要件・効果論」とそれに関係した法律文の要素について紹介し、その後実際の法律文を用いて要件・効果論の問題点を挙げる。そして次に、今回の研究を述べる上で関係がある要件・効果論以外の法律文特有の特徴を述べる。

1.1.要件・効果論

1.1.1.法律要件部と法律効果部

要件・効果論とは、法律文は法律要件部(Legal Condition)と法律効果部(Legal Effect)との二部構成で書かれている、とするものである。岩本、野村(1991:12)によればまず、法律効果部では法的な判断や見解を宣言するものであり、そして次に法律要件部でその法律効果部が有効となるための制限や条件となる事象を記述している、とのことである。つまり効果部ではその法律文が何について書かれているのか、そしてその事に対してどのような処置をとるべきか述べられていて、要件部では法律文を有効にするための要件が述べられているのである。

- (5) 未成年者が前条の営業を為すときは登記を為すことを要す (商・5)

この条文では、要件部は「未成年者が前条の営業を為すときは」であり、効果部は「登記を為すことを要す」の部分である。つまり、もし「未成年者が前条の営業を為す」のであれば(法律要件)、「登記を為すことを要す」(法律効果)ということである。

田中他(1993:83)によれば、この要件・効果論を更に細かく分化すると、法律文は要件部(C)では主題部(V)・条件部(W)に、効果部(E)では対象部(X)・内容部(Y)・規定部(Z)の全部で五つの要素に分けられる。

(6) [[NP₁が]_V[VP₁する場合]_W]_C、[[NP₂は]_X[CPを]_V[VP₂する]_Z]_E。

主題部 V は要件部の主題を示し、条件部 W は要件部の条件を示す。また対象部 X はこの条文が何について書かれているのかを示し、内容部 Y はその条文の内容を示し、規定部 Z はその条文の内容の規定を示す、とされている（要件部を C、効果部を E で表す）。

これらの五つの要素は書かれる内容だけでなく構造もそれぞれ特徴を持つ。まず主題部は古い法律文では格助詞が付かずそのままだが、新しい法律文では格助詞「が」が（もしくは「に」が）付与される。

- (7) a. 併合罪に付き処断せられたる者或罪に付き大赦を受けたる場合に於ては特に大赦を受けざる罪に付き刑を定む。 (刑・旧 52)
- b. 併合罪について処断された者がその一部の罪につき大赦を受けたときは、他の罪について改めて刑を定める。 (刑・現 52)

平松他（1996：23）では、条件部は、法律要件部をなすために「～ときは」「～場合は」などの接尾辞が付き、それによって要件部であることを示すと述べられている。

- (8) a. 懲役又は禁錮に処せられたる者改悛の状あるときは有期刑に付ては其刑期 3 分の 1 無期刑に付ては 10 年を経過したる後行政官庁の処分を以て仮に出獄を許すことを得。 (刑・旧 28)
- b. 罪を犯す意なき行為は之を罰せず。但法律に特別の規定ある場合は此限に在らず。 (刑・旧 38)

そして対象部は「は」句である。角田（1997：131）は要件部となる接尾辞「ときは」「場合は」などや、並列を示す「又は」「若しくは」にも「は」が使われているがそれらとは区別しなければならない、と述べている。内容部は対象部と規定部の間にあるものであり、割合表現が自由である。ここに要件のような事（付帯的要件と呼ばれる）が述べられている事も在るが、本論文ではそれも内容部であるとしたい。そして規定部は最も重要な動詞である。田中（1998）によればその法律文の意味を決定するのは要件・効果の構成と、最後の動詞と言われているくらい重要であるが、かといって規定部だけで法律文の意味機能を決定する事は出来ないとのことである。

これらの事が法律文における要件・効果論として一般的に言われていることである。

1.1.2.実際の法律文における構成

前節で要件・効果論とそれに係る法律文の構成を紹介したのだが、では実際の法律文を見てみると要件・効果論は全ての条文に当てはまるわけではなく、むしろ法律条文の多くは効果部のみで構成されていると言える。

- (9) a. [[死刑は]_X[監獄内に於て絞首して之を]_V[執行す]_Z]_E。 (刑・旧 11)
- b. [[本章の未遂罪は]_X[之を]_V[罰す]_Z]_E。 (刑・旧 141)
- c. [[国民は、]_X[法律の定めるところにより、納税の義務を]_V[負ふ]_Z]_E。 (憲・30)

その場合と同じように、要件部があったとしても主題部などの五つの要素全てを備えていない条文というのもあり、特にその場合は効果部内の対象部がないことが多い。

- (10) a. [[未遂罪を]_V[罰する場合は]_W]_C[[各本条に於て之を]_V[定む]_Z]_E。 (刑・旧 44)
- b. [[既決、未決の囚人]_V[逃走したるときは]_W]_C[[1 年以下の懲役に]_V[処す]_Z]_E。 (刑・旧 97)
- c. [[代理商が]_V[取引の代理又は媒介を為したるときは]_W]_C[[遅滞なく本人に対して其の通知を]_V[発することを要す]_Z]_E。 (商・47)

先行研究では「場合は」「ときは」といった要件部となる接尾辞に付いている「は」句は対象部を為す「は」句と区別しなければならない、とあったが、このように対象部が無い法律文を見るに、その二つの「は」句は必ずしも区別しなければならない訳ではないようである。すなわち、対象部がない場合要件部そのものが対象部の代わりとしてその文の主題役割を務めていることがあるようだからだ²。

- (11) [[死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を]_V[主刑とし]_Z]_E[[没収を]_V[附加刑とす]_Z]_E³。 (刑・旧 9)

(11)のような文も存在するが、こういう場合は文全体が主題なのだと考えられる。

法律文は以上のように、その法律文が何について述べているのかという主題を特にはつ

² なぜそう思うのかは後述する。

³ 法律文の中にはこのように二つの文が一度に書かれているものもあるが、構造としては一文の時と同じものが二つ重なっただけに過ぎない。

きり示す傾向にあるようである。

このように、法律文は一般の文形式とは少し異なる特殊な文形式を持っていると言えるようである。

1.2.その他の法律文の特徴

要件・効果論とは関係ないが、法律文を見ていくに辺り一般に言われている事・調査の過程で気づいた事で、本論文の主張をする上で必要なものをいくつか述べる。

まず指示詞についてだが、はっきりとした傾向が見られる。代表的な指示詞といえばコソア(ド)言葉だが、そのコソア言葉の中で、ア系列は使われていない。ほとんど全てコ系列かソ系列か、である。具体的には、「コレ」はあるものの「ソレ」はほとんどなく、一応「ソレ」がいくつか観察されたものの、おそらく誤用ではないだろうか。そして「コノ」と「ソノ」は、両方観察された。これらの事はコとソとアとの対立関係と何らかの関連があるのかもしれないが、そちらについては今後の研究に期待する。

次に動詞についてだが、全て能動形である。受動形はなかった。先にも述べた通り法律文は内容が簡潔かつ明瞭に示されていないから、このように態の統一が起こっていると思われる。

そして対象部に関して、一般的な日本語の文章で考えると対象部は主語と同じような役割を果たしていると考えられる。従って、theme(主題)やagent(動作主)やactor(行為者)などの意味的役割を持っていそうだが、法律文ではその文のagentやactorなどの役割を果たさず、全てtheme役割のようである。対象部は全て「は」句なのだが、それは全て意味機能はthemeである。

- (12) 罰金を完納すること能はさる者は1日以上2年以下の期間之を労役場に留置す。
(刑・旧24)

この法律文では、「罰金を完納すること能はさる者」という対象部はexperiencerにはならない。Experiencerだとしたら、動詞が「留置す」という能動形であるため、主述の係り受けができないからである。「罰金を完納すること能はさる者」をexperiencerやagentにしたいなら、動詞は「留置される」と受動形でなければ不自然である。従って、agentなどの他の意味的役割(仮に「司法機関は」とする)は省略されていると考えられる。

- (12) 司法機関は罰金を完納すること能はさる者は1日以上2年以下の期間之を労役場に留置す。

これは全ての法律文に言えることで、すべて対象部は「は」句でありthemeの役割を果たしている。

2. 「コレ」の用法について

さて、では実際に法律文の中での特殊な「コレ」について見ていくのだが、その前に一般的なと思われる「コレ」の用法を確認し、それに対する Topic 用法の「コレ」についての定義付けを行いたい。

一般的と思われる用法は冒頭で挙げた、近称の指示用法である。そして本論文の研究対象は法律文であることから、指示用法の中でも先に文脈中に出てきたものを照応する用法だと考えられる。とりあえず本論文ではそういった先行詞を指示し「コレ」自体はその先行詞と同じ意味をもつ用法を、Topic 用法に対し「指示用法」と呼ぶことにする。

では次に Topic 用法の定義を定めたい。

- (13) a. 本章の罪に付ては電気は之を財物と看做す。 (刑・旧 245)
b. 児童は、これを酷使してはならない。 (憲・27-3)
c. 同一事件が事物管轄を異にする数個の裁判所に係属するときは、上級の裁判所が、これを審判する。 (刑訴・10)

(13)を見てもらえば分かるように、一応文脈中の何かを指示している（独立的に用いられているわけではない）ことから、照応的文脈用法に近いようではある。しかし、指示用法と比べて、Topic 用法では「コレ」の中にその先行詞を入れると変な文章になってしまう。この Topic 用法の「コレ」は出来れば省略したい「コレ」である。従って、

- (14) Topic 用法の「コレ」とは、先行詞を代入すると変な文章になり、代入するよりも省略した方がよい余計な「コレ」である

と、定義することにする。

この章では法律文の中の「コレ」について、まず観察された全てのパターンの特徴を述べ、その後に Topic 用法の「コレ」について分かった事を述べ、そして最後に法律文以外の文献・書籍の中での「コレ」と法律文中の Topic 用法の「コレ」との違いを述べる。

法律文の中での「コレ」を見ていくに辺り、まずは刑法を中心に見て、それから他の六法にも当てはまるかを考えていきたい。刑法は元は明治 40 年に作られた、旧字体で古い文体の法律（旧刑法⁴）だが、平成 7 年に平易化され、現代的な分かりやすい文体に改められ

⁴ 本来、「旧刑法」というのはここでいう旧刑法より前に作られた刑法を指すのだが、本論文では

た（現刑法）。まずは旧刑法で「コレ」について考察し、その後現刑法と比較して「平易化」、つまり現代の言葉に近づいたことで「コレ」の用法にどのような変化が起こるのか、そして更にその後で他の六法の法律文とも比較することにする。

2.1. 法律文内の様々な「コレ」

旧刑法内の「コレ」は、大きく分けて 4 パターンである。すなわち「明らかに指示用法」、「明らかに Topic 用法」、そして「どちらかという指示用法」、「どちらかという Topic 用法」の四つである。

「明らかに指示用法」と思われるものは旧刑法の中で以下の 3 通りだが、どれも指示用法というよりは「繰り返しの代用表現」とでも呼んだ方がいいかもしれない。これらはまるで英語のように「一度出てきた単語は次からは全て代名詞で表現」しているように見えるからだ。これはこの章の初めに定めた Topic 用法の定義(14)とは異なる。省略こそできるものの、代入しても違和感はない。従って「明らかに指示用法」に分類される。

- (15) 「コレ」の前に「又は」「若しくは」などの並列を示す要素があり、その「コレ」は並列関係の、前にあるものの NP を指示している
- a. 時効は法令に依り執行を猶予し又は之を停止したる期間内は進行せず。 (刑・旧 33)
- b. 犯罪行為より生じ若くは之に因り得たる物又は犯罪行為の報酬として得たる物 (刑・旧 19-1-3)
- (16) 前の条文・文章の内容を補足して、「但し」を伴っている場合もある条文の中の「コレ」
- a. 有期の懲役又は禁錮を加重する場合に於ては 20 年に至ることを得。之を減輕する場合に於ては 1 月以下に降すことを得。 (刑・旧 14)
- b. 罰金は 1 万円以上とす。但之を減輕する場合に於ては 1 万円以下に降すことを得。 (刑・旧 15)
- (17) 「A、因り B」「A、因りて B」といった、因果関係の原因の部分に先行詞があり、かつ結果の部分に存在する「コレ」
- a. 犯罪の実行に著手し之を遂げざる者は其刑を減輕することを得。但自己の意思に因り之を止めたるときは其刑を減輕又は免除す。 (刑・旧 43)
- b. 人の飲料に供する浄水を汚穢し因て之を用ふることを能はざるに至らしめたる者

便宜上、明治 41 年施行された刑法を「旧刑法」、それが平成 7 年に平易化されたものを「現刑法」と呼ぶことにする。

は6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処す。 (刑・旧143)

次に「明らかに Topic 用法」だと思われるものは、先に挙げた例文と同じように、一見全く必要のない「コレ」である。この「コレ」で観察された詳しい特徴は次節で述べる。

- (18) a. 本法は何人を問はず日本国内に於て罪を犯したる者に之を適用す。(刑・旧1)
b. 本法の総則は他の法令に於て刑を定めたるものに亦之を適用す。但其法令に特別の規定あるときは此限に在らず。(刑・旧8)
c. 留置1日の割合に満たざる金額は之を納むることを得ず。(刑・旧18-8)

さて、(15)~(17)の繰り返しを防ぐ指示用法パターン、(18)の Topic 用法パターンの他にも「コレ」を伴う法律文はあるのだが、(19)以降の「コレ」は先に挙げた基準では判別しきれず、「どちらかという Topic 用法」「どちらかという指示用法」に分類される。順に以下に記す。

- (19) 「コレを」の先行詞が「~を」と言う風に、同じように「を」句のものを指示している
- a. 罰金又は料金の言渡を為すときは其言渡と共に罰金又は料金を完納すること能はざる場合に於ける留置の期間を定め之を言渡す可し。(刑・旧18-4)
b. 告訴を為すことを得可き者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣なるときは内閣総理大臣、外国の君主又は大統領なるときは其国の代表者代りて之を行ふ。(刑・旧232-2)
- (20) 要件部の主語を先行詞に持つ「コレ」
- a. 前条第1項の行為公共の利害に関する事実に係り其目的専ら公益を図るに出でたるものと認むるときは事実の真否を判断し真実なることの証明ありたるときは之を罰せず。(刑・旧230の2)
b. 前条第1項の行為公務員又は公選に依る公務員の候補者に関する事実に係るときは事実の真否を判断し真実なることの証明ありたるときは之を罰せず。(刑・旧230の2-3)
- (21) 要件部全体を先行詞に持つ「コレ」
- 未遂罪を罰する場合は各本条に於て之を定む。(刑・旧44)

この三つは Topic 用法に近いと思われる。しかし(19)は「コレ」が「を」句のものを指示しているので実際に代入した場合、明らかに Topic 用法のものより容認可能性が上がり、そのため Topic 用法とは言いづらくなる。また(20)も代入した場合の容認しやすさが Topic

用法と比べ随分上がる。(21)は実は Topic 用法の「コレ」と考えられるのだが、ここでは(19)(20)と同じように「あきらかに Topic 用法」のものより容認できるように思えるのでとりあえずこちらに分類する。

- (22) 「と雖も」という要件部を形作る要素が条文内に含まれる
- a. 併合罪中重き罪に没収なしと雖も他の罪に没収あるときは之を附加することを得。(刑・旧49)
b. 自己の物と雖も公務所より保管を命せられたる場合に於て之を横領したる者亦同じ。(刑・旧252-2)

(22)はどちらかという指示用法と見ることができるとは決め手に欠ける。

2.2. 「コレ」の Topic 用法について

この節では Topic 用法の「コレ」について詳しく見ていきたいのだが、前節で一通り Topic 用法以外のものも含めて「コレ」について観察した結果、Topic 用法の「コレ」も全く意味が無いわけではなく、Topic 用法なりのそこにある意味が分かった。それを以下の順に示す。すなわち、まず「コレ」の Topic 用法が指示用法と何が違うのかを示し、そしてその次に Topic 用法の「コレ」がどのような条件で発生するのか、指示用法が発生する条件と何が違うのか述べる。

2.2.1. 「コレ」の Topic 用法と指示用法との違い

最初に、Topic 用法と指示用法の違いなのだが、そのために Topic 用法の特徴を明らかにする。

- (18) a. 本法は何人を問はず日本国内に於て罪を犯したる者に之を適用す。(刑・旧1)
b. 本法の総則は他の法令に於て刑を定めたるものに亦之を適用す。但其法令に特別の規定あるときは此限に在らず。(刑・旧8)
c. 留置1日の割合に満たざる金額は之を納むることを得ず。(刑・旧18-8)

表面的に観察されたのは以下の二点である。まず一つ目は、Topic 用法の「コレ」にも実際は先行詞が存在し、その点から言えば一般的な「コレ」の用法である指示用法と違いは無い。その先行詞は Topic の名の通り、その法律文の主題を示している対象部そのものである。

- (18) a. [[本法は]_X[何人を問はず日本国内に於て罪を犯したる者に本法を]_Y[適用す]_Z]_E。
- b. [[本法の総則は]_X[他の法令に於て刑を定めたるものに亦本法の総則を]_Y[適用す]_Z]_E。
- c. [[留置1日の割合に満たさる金額は]_X[留置1日の割合に満たさる金額を]_Y[納むることを得ず]_Z]_E。

ただ、定義(14)でも述べた通り Topic 用法の「コレ」では先行詞を代入してしまうとおかしな文章になってしまう。(18)a.を例に考えると、これは「本法は」「本法を」と格は異なるが実際に意味するところは同じであり、その同じ意味機能をもつ語句が一文の中に無意味に二度使われていることによるものだと思う⁵。

- (18) a. [[本法は]_X[何人を問はず日本国内に於て罪を犯したる者に本法を]_Y[適用す]_Z]_E。

この問題を解決するためには、

- (18)" a. 何人を問はず日本国内に於て罪を犯したる者に本法を適用す。
a. 本法は何人を問はず日本国内に於て罪を犯したる者に 適用す。

というように片方を消去してしまえばよい。ただ、先にも述べた通り法律文での「は」句はほとんど agent 役割を果たさないで、どちらかというと(18)"a.の文の方がより自然だと思われる。つまり、Topic 用法の「コレ」が出てきた時に、

- (18) a. 本法は何人を問はず日本国内に於て罪を犯したる者に之を適用す。

というようにその「コレ」の先行詞を参照するというよりも、

⁵ 指示用法でも代用表現としての使われ方をした場合は一文中に同じ役割の語が二つ存在する事になるがこちらはおそらく問題にはならない。これは Topic 用法とは違い指示用法ではその二つで並列や因果などの意味のある関係を構築しているためである。

- (18) a. 本法は何人を問はず日本国内に於て罪を犯したる者に之を適用す。

というように「コレ」の指示するものが文頭にきていて、その痕跡が残っていると考えられる。そしてこのようにその文で最も注目してほしい部分を主題として文頭に示す操作は「主題化」と呼ばれるものである。田中他(1993:81)によれば、法律文ではこの主題化という操作が「コレ」がある・ないに関わらず頻繁に起こるようであり、「コレ」が残っているのは文意を明確にするため、としている。必ずしも「文意を明確にするため」に残っているとは思えないが、ただ「コレ」が元の位置を示しているのは間違いなさそうである。

二点目に、「コレ」自体は「を」句であるということである。あきらかに Topic 用法だと思われるもの以外の「コレ」では「コレを」・「コレに」・「コレと」(・「コレが」)といった様々な句になるが Topic 用法である「コレ」は全て「コレを」だった。

つまり Topic 用法の「コレ」は主題化という役割を果たし、かつ「を」句であった。この二つの事から、Topic 用法の「コレ」は、「complement (特に目的語)の主題化」という役割を担っている、と推測される。(12)を例に考えると、「目的語の主題化」の操作が起こっているので、元々の文は以下の(12)"のようであったはずだが、主題部分が文頭に移動し、そして元々その主題があった部分には「コレ」が残ってしまったのだと考えられる。

- (12)" 時間を論せず全一日として受刑の初日を計算す。

- (12) 受刑の初日は時間を論せず全一日として 之を計算す。

つまり、Topic 用法の「コレ」は抜け殻のようなものである。Topic 用法の「コレ」が、指示用法と同じように先行詞と同じ意味を持っていると考えるよりも、その「コレ」自体に意味は持たないと考える方が自然な文になることができる。

すなわち、「コレ」の指示用法と Topic 用法を比較した場合、指示用法・Topic 用法共に先行詞を持っているという点では同じだが、指示用法では先行詞を指示するのに対し、Topic 用法では先行詞の元の在り処を示しているに過ぎないのである。

2.2.2. Topic 用法の「コレ」がある文とない文との違い

では、次に Topic 用法の「コレ」がある文とない文を比較し、違いを述べる⁶。

- (23) a. [死刑は監獄内に於て絞首して之を執行す]_E。 (刑・旧 11)
b. [死刑の言渡を受けたる者は其執行に至るまで之を監獄に拘置す]_E (刑・旧 11-2)

- (24) a. [既決、未決の囚人逃走したるときは]_C[1年以下の懲役に処す]_E。 (刑・旧 97)
b. [医師、薬剤師、薬種商、産婆、弁護士、弁護人、公証人又は此等の職に在りし者故なく其業務上取扱ひたることに付き知得たる人の秘密を漏泄したるときは]_C[6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処す]_E。 (刑・旧 134)

(23)は「コレ」がある文、(24)はない文である。(23)(24)を見てもらえば分かるように、Topic 用法の「コレ」が発生するためにはまず対象部が示されている必要がある。

- (25) [未遂罪を罰する場合は]_C[各本条に於て之を定む]_E。 (刑・旧 44)

(25)のように対象部がないものの、Topic 用法の「コレ」がある文もあるが、これは要件部全体が対象部の代わりとして、つまり要件部全体がこの文の主題なのである、と考えれば Topic 用法の「コレ」があってもおかしくはない。これが先に要件部を示す「場合は」などの「は」と効果部を示す「は」を必ずしも区別する必要があるわけではないのでは、と述べた理由である。従って(25)の場合、「未遂罪を罰する場合は」が要件部でありかつその文の主題で、そして先行詞である。

- (26) a. [[禁錮は]_X[監獄に]_Y[拘置す]_Z]_E。 (刑・旧 13)
b. [[時効は]_X[法令に依り執行を猶予し又は之を停止したる期間内は]_Y[進行せず]_Z]_E。 (刑・旧 33)
c. [[心神耗弱者の行為は]_X[其刑を]_Y[減輕す]_Z]_E。 (刑・旧 39-2)

対象部があっても「コレ」が発生しないのは(26)のような場合である。すなわち、a.では一見「コレ」があっても良さそうだが、「コレを」を補おうにも「コレ」が指示するものが文中にはないのである。「禁錮」を指示しようにもここでいう「禁錮」は「禁錮という

⁶ 以下、「コレ」は四角で囲い、その先行詞は傍線をひく。また必要に応じ(6)の法律文の一般形に基づいた括弧をふり、要素を記す。

行為」であり、「禁錮刑を受ける者」ではないので、「禁錮刑を拘置す」では意味が通らない。従って、Topic 用法の「コレ」が発生できない。また同様に b.も「コレを」が発生できない。「コレ」を補った場合、「時効を進行しない」になり発生できない。そして c.も「其刑を」と「減輕す」は切り離せず、「其刑をコレを減輕す」としては意味が通らない。かといって「コレを其刑を減輕す」としても、結局助詞の連続によってどちらにしろ容認できない。

更に、(26)c.に似た例として、以下の(27)のような文がある。

- (27) a. [[刑期は]_X[裁判確定の日より]_Y[起算す]_Z]_E。 (刑・旧 23)
b. [[鉄道又は其標識を損壊し又は其他の方法を以て汽車又は電車の往來の危険を生ぜしめたる者は]_X[2年以上の有期懲役に]_Y[処す]_Z]_E。 (刑・旧 125)
c. [[外国に通謀して日本国に対し武力を行使するに至らしめたる者は]_X[死刑に]_Y[処す]_Z]_E。 (刑・旧 81)

どれも「コレを」があってもおかしくない文だと思われるが、不思議とこれらにはない。ただ、「あってもおかしくない」だけであって、「必ずないといけない」訳ではない。つまりこれは「を」句が絶対に必要でなければむやみに「コレを」が発生しないのだと考えられる。従って complement (「を」句に限らず「より」「に」などでも)が必要な分だけ既に備わっている動詞には「コレ」が発生しない。

これらの事から、Topic 用法の「コレ」が発生するためには、まず「主題 = コレ」が成り立つ必要がある。つまり、「コレ」は主題(主に対象部)を指示していなければならない。更に complement として「を」句が必要な動詞がなければならない、ということが言える。すなわち、Topic 用法の「コレ」がある文とない文との違いは主題と動詞の関係、そして「を」句が必要な動詞の存在である。

Topic 用法の「コレ」についてまとめると以下のようなになる。

- (28) Topic 用法の「コレ」は先行詞をもつ点では指示用法と同じだが、指示用法が先行詞を指示するのに対し、Topic 用法の「コレ」は先行詞を指示するというよりその先行詞の主題化する前の位置を示す役割を持つ。また Topic 用法の「コレ」が発生するためには条件があり、『対象部を代表としたその文の主題を指示すること』と、『主題部分を「を」句で必要とする動詞であること』というのが挙げられる。

最後に、旧刑法と現刑法とで、そして他の六法とで「コレ」を中心に比較をしたい。

- (29) a. 本法は何人を問はず日本国内に於て罪を犯したる者に之を適用す。(刑・旧1)
 b. 死刑は監獄内に於て絞首して之を執行す。(刑・旧11)
- (30) a. この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。(刑・現1)
 b. 死刑は、監獄内において、絞首して執行する。(刑・現11)

上に挙げたように旧刑法では Topic 用法の「コレ」が用いられている文と同じ内容を示している文にもかかわらず、現刑法ではほとんど使われていなかった。旧刑法・現刑法の「コレ」について、Topic 用法と Topic 用法以外のものをそれぞれ表であらわすと以下のようになった。

表1. 刑法(旧刑法と現刑法)と「コレ」(Topic 用法と Topic 用法以外)の
 2 × 2のクロス表

	Topic ⁷	Topic 以外 ⁸	計
旧刑法	75(69.65)	40(45.35)	115
現刑法	11(16.35)	16(10.65)	27
計	86	56	142

注. 括弧内は期待値を示す

²検定の結果、刑法の種類(旧刑法と現刑法)と「コレ」の用法(Topic か Topic 以外か)の間に関連があった。($\chi^2 = 5.485$, $p < .05$)

次に他の六法についてだが、傾向として昔に作られたものには Topic 用法の「コレ」が多く使われているものの、新しいもの程 Topic 用法があまり使われていなかった。

- (31) 明治・大正・昭和前期に作られた法律文
- a. 放免は刑期終了の翌日に於て之を行ふ。(刑・旧⁹24)
 b. 会社の無限責任社員と為ることを許されたる未成年者は社員たる資格に基く行

⁷ 先に四つにグループ分けした中で、筆者が「あきらかに Topic 用法」「どちらかという Topic 用法」だと思うものの旧刑法・現刑法それぞれの数。

⁸ 同様に、「あきらかに指示用法」「どちらかという指示用法」だと思われるものの旧刑法・現刑法それぞれの数。

⁹ 旧刑法：明治40年公布、明治41年施行

- 為に関しては之を能力者と看做す。(商¹⁰・6)
- c. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。(憲¹¹・9)

- (32) 昭和後期・平成に作られた法律文
- a. 刑期が終了した場合における釈放は、その終了の日の翌日に行う。(刑・現¹²24)
 b. 第四条第一項、第五条、第六条第二項、第六条の二、第七条及び前二条の規定は、訴えについて法令に専属管轄の定めがある場合には、適用しない。(民訴¹³・13)
 c. 受命裁判官又は受託裁判官が第九十二条の二各項の手続を行う場合には、同条から第九十二条の四まで及び第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。(民訴・92の7)

このように新しいものには Topic 用法が出てきづらいようだが、これは、Topic 用法の「コレ」が発生する条件が変わった、というより現在では単純に Topic 用法の「コレ」はほとんど用いられていない、と推測される。その理由としては、現在の感覚では「コレ」の Topic 用法がある方がむしろ不自然であるからだと予測される。だが、では昔の感覚では Topic 用法がある方が自然だったか、ということもそうとも思えないし、それを確認するのも難しい。刑法の種類(旧刑法と現刑法)と「コレ」の用法(Topic か Topic 以外か)の間に関連があることから、Topic 用法の「コレ」は時代により数が減っていていると言えるであろう。Topic 用法の「コレ」が減少した理由については今後の研究に期待する。

2.3. 法律文以外の中の「コレ」

さて、法律文以外の中での「コレ」についてだが、明治期に書かれた『台湾論』に納められている文献を参考にしたい。

¹⁰ 商法：明治31年公布、明治32年施行

¹¹ 日本国憲法：昭和21年公布、昭和22年施行

¹² 現刑法：平成7年平易化

¹³ 民事訴訟法：平成8年公布、平成10年施行

(33) 『台湾の学事』 伊澤修二

会頭並びに会員諸君、私は唯今会頭代理より諸君に御話がございます通り、実は今日は最終に若し時があったならば聊か其時間を利用して何か申し上げやうと云ふ位の考でありまして、余り十分な用意もして居らなかった位の次第であります。又一方には二時よりして止むを得ぬことがございますので、何分十分に御話を申すことも出来ませぬのは甚だ遺憾の至りと存じます。右の次第でございます故、今日は先づ申さば台湾の学事に就きまして序論とでも申して宜いやうなことで、ザット一通り御話が出来れば先づ其以上は望むことは出来ませぬと存じますから、前以て御断りを申して置きます。……（後略）

(33)は講演会での発表の記録のようである。ここに挙げたものを見てもらえば分かるように、古い文体を使っているイメージがある明治期のものとはいえ、発話では現代とさほど変わらなかったようである（もちろん旧仮名遣いで、古く見えるが）。

(34) 『領台以後に係る教育の沿革（二）』¹⁴

十月十九日 伝習員柯潔等七名¹に修業証書を授与す。水野民政局長・角田海軍少将・田中台北県知事来り臨む。是を¹土人学生日本語卒業の始とす。伝習員柯潔・朱俊英²は、学務部長心得伊沢修二に従ひ上京す。是れを²土人学生内地観光の始とす。

十二月四日 伝習員柯潔・朱俊英帰台せり。其見聞する所多く美麗清潔便利に在り、而して盲啞学校の教育及楽器の燦然たる声音の嘯唳たるは最吃驚せし所なりと云ふ。

十二月二十九日 樺山総督、学務部を巡視す。芝林の豪商潘光松、街民を率ゐて送迎し頗る礼を尽す。其後学務部は土匪の襲撃する所³となり、部員多く是れに³死す。而して潘光松は土匪嘯集の共謀者たること判明し死刑に処せられ、三十日雇員楫取道明奏任取扱を命ぜられ特旨を以て正五位に叙せらる。三十一日土匪蠢起し台北附近頗る騒擾す。…（後略）…

(34)は『教育の沿革』に係る記録のようである。この中で「コレ」がやや多く使われているが、しかし、どれも現在の指示用法となんら変わらないものばかりである。

¹⁴ ここでも「コレ」は四角で囲い、先行詞に傍線をひいた。更に、先行詞と「コレ」の対応関係がわかりやすくなるように同じ番号をふった。また、(34)では読みやすさを考慮して句読点をこちらで打った。

(35) 『児玉総督治台小史（承前）』 伊能嘉矩

…（前略）…結局国庫より受け来れる補充金⁴が、明治三十七年度に於て、既定金額の半ばを辞し、且つ三十八年度より全く之を⁴廃止するに至り、所謂の自給殖民地たるの実を挙ぐることを得たり、試みに児玉総督就任当年（三十一年度）に於ける台湾の収入（補充金を除く）を数ふれば、約八百二十五万円なりしが、其の九年後即ち三十九年度には、約二千五百七十七万零百円に上り、殆ど三倍の増加を為せしを知るべく、更に遡りて領台当初（二十九年度）に於ける二百七十一万円に過ぎざりしに比ぶれば、正さに九倍強の増加をせしこと⁵を知るべし、蓋し是れ⁵児玉総督の在任中、財政整理の善籌によりて得られし好果⁶にして、其の之を⁶致せる重なる要因二あり、一は専売制の施行、一は土地調査の完了是れ⁷なり。…（後略）…

(35)は論文のようで、やはり多く「コレ」が用いられている。これらの「コレ」は漢文の訓読調に見えるが実際は(34)と同じで、指示用法の「コレ」（4,5,6）や、まとめとして出てきて特にどこかを指示しているわけではない「コレ」（7）などで、主題を言い直す形の、Topic用法の「コレ」は見られなかった。

他にも大正・昭和初期の新聞にも目を通したが、Topic用法の「コレ」らしきものは見られなかった。

これらのことから、Topic用法の「コレ」は、「主題部分を必要とする法律文という特殊な形式だから」現れる、と言えるのではないだろうか。Topic用法も、これらの文章に出てくる「コレ」もどちらも漢文の訓読調ではあるが、厳密に言うとならばその中でも違う部類に入るようである。

3.まとめ

以上、Topic用法の「コレ」について考察してきたが、Topic用法の「コレ」が発生する条件は主題部を「コレを」で指示しても問題ない文構成であること、そして「コレ」自体の機能として先行詞と同じ意味を持つのではなく主題部分の本来あるべき位置を示す痕跡の役割を果たしていることである。この「コレ」が発生する最も大きな要因は、主題という要素を特に必要とする法律文にあると考えられる。第1章でも述べたが、先行研究によると法律文は曖昧さを排除しかつ明瞭で簡潔に作られている。そのため主題部分をこのように強調するのであろう。Topic用法の「コレ」はこの主題部分に強く依存しているようである。そのように考える理由を、「コレ」の指示用法とTopic用法の違いを踏まえて述べる。

まず、指示用法という用法は先行詞を指示し、「コレ」自体は先行詞と同じ意味を持つ。また法律文の中で見られたことだが、「又は」「若しくは」や「～、因りて…」というような並列関係や因果関係を、先行詞と共に形作ることがあり、このように単純指示の他に繰り返しを防ぐ代用表現としても用いられる。

それに対しTopic用法では対象部もしくは要件部といったその文の主題部分を特に指示し、そして「コレ」自体が意味するところは指示用法と同じくその先行詞だが、単純に「コレ」に意味を持たせずに先行詞が「コレ」を省略すべきである。そうしなければ一つの文中で無意味に同じ意味役割を持つ語が二つ存在してその文の容認可能性が下がる。つまりこれはTopic用法では指示用法のように複数（単純指示や代用表現など）の用いられ方を持っておらず、ただ主題部分の痕跡としての機能しか持っていない。

さて、ここで指示用法について考察する。Topic用法では先行詞は主題部分だが、では指示用法の先行詞は、何らかの制限があるのだろうか。

- (36) a. パソコンのモニターが壊れたが、これを修理に出すよりは新しいのを買おう。
b. 明日はきっと雨です。これは天気予報で言っていたので間違いありません。
c. この本を売ってしまおうか、それともこれを友達にあげようか。

このように、特に制限は持っておらず、ある程度自由に先行詞を選択できるようである。

よって本論文の結論は以下の通りである。Topic用法の「コレ」は主題部分を指示する。それに対し指示用法は先行詞に特に制限がない。またTopic用法では先行詞と同じ意味を持たせることもできるが持たせないほうが重複しない。これは逆に一応主題と同じ意味を持っている、ともいえる。指示用法は言うまでもなく先行詞と同じ意味を持つ。従ってTopic用法の「コレ」とは、指示用法の中の一つであり、主題部分が肝要な法律文ならではの特

殊な指示用法だといえる。指示する、という役割は薄いですが、主題部分についての指示用法として法律文中に多く使われている。他の文で見られないのは、他の文では主題を特に強調したりすることはあまりないからであり、そのことから主に法律文に特有の用法とも言えそうである。

参考文献

- 平松寛司、永井秀利、中村貞吾、野村浩郷（1996）「要件効果構造に基づく法律文制限言語モデルと法律文解析」情報処理学会研究報告、NL115-4、21-27 .
- 平松寛司、永井秀利、中村貞吾、野村浩郷（1997）「要件効果構造に基づく法律文統語構造解析」情報処理学会研究報告、NL118-7、41-48 .
- 岩本秀明、野村浩郷（1991）「法律文の自然言語処理について」情報処理学会研究報告、NL83-2、7-14 .
- 角田達彦、清水仁、長尾眞（1997）「表層の手がかりによる六法全書法律文での要件部・効果部の抽出手法」情報処理学会研究報告、NL117-18、129-136 .
- 金水敏、田窪行則編（1992）『日本語研究資料集 指示詞』日本語研究資料集第1期第7巻、東京：ひつじ書房 .
- 黄文雄、江旭本撰（2002）『台湾論：台湾協会会報』1：215-225、268-278、3：13-19 東京：拓殖大学：拓殖大学後援会 .
- 三上章（1972）『現代語法新説』三上章著作集、東京：くろしお出版 .
- 長野馨、岩本秀明、永井秀利、野村浩郷（1992）「文末表現から見た法律文の制限言語モデルについて」情報処理学会研究報告、NL89-10、75-82 .
- 長野馨、永井秀利、中村貞吾、野村浩郷（1993）「動詞の機能に基づく法律文の制限言語モデル」情報処理学会研究報告、NL95-4、25-32 .
- 大津由紀雄、池内正幸、今西典子、水光雅則（2002）『言語研究入門』研究社 . .
- 田中規久雄（1998）「法律効果規定部の意味機能について」情報処理学会研究報告、NL124-1、1-8 .
- 田中規久雄、川添一郎、成田一（1993）「法律条文の標準構造 - 自然言語による法知識処理を目指して - 」情報処理学会研究報告、NL97-12、79-86 .